

## 重要事項説明書（介護支援）

### 1 事業所の概要

事業所名	遠軽町在宅介護支援センター指定居宅介護支援事業所
所在地	紋別郡遠軽町岩見通北7丁目
事業者指定番号	0175400043号
管理者・連絡先	遠軽町在宅介護支援センター指定居宅介護支援事業所 管理者 張江 紀代美 電話番号 0158-42-9231 携帯番号 090-6879-9231
サービス提供地域	遠軽町内

### 2 事業所の職員体制等

- (1) 管理者（主任介護支援専門員） 1名

管理者は、事業所運営に必要な指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 6名うち主任介護支援専門員3名（常勤専任3名、常勤兼務1名  
非常勤専任2名）

介護支援専門員は、介護サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整など、介護支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務に当たる。

### 3 営業時間

区分	平日	土曜・祝日
営業時間	8:30～17:30	8:30～17:30

(注) 年末年始（12/31～1/3）は「休祭日」の扱いとなります。

### 4 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づき介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、当事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領できない場合は、国の定める介護報酬により算定される全額をいったんお支払い下さい。

- (2) 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、交通費はその旅費（実費）を徴収します。なお、自動車を使用した場合は実施地域を越えた地点



## 7 事故及び緊急時の対応方法

緊急事態が生じた際は、その状況に応じて緊急連絡先又は主治医、必要機関に連絡いたします。  
怪我や疾病等で緊急を要する時は、救急車を手配します。

## 8 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 浄光会
代表者名	理事長 梅田 弘敏
法人所在地・電話	紋別郡遠軽町西町3丁目4番地 電話 42-4328
事業実施状況	1. 特別養護老人ホーム花の苑の設置経営 2. 老人短期入所事業（特別養護老人ホーム花の苑） 3. 老人デイサービス事業（遠軽町老人デイサービスセンターひまわり） 4. 遠軽町在宅介護支援センターひまわり 5. 居宅介護支援事業 6. 訪問介護事業（ホームヘルパーステーションひなた） 7. 有料老人ホームひなたの設置経営
事業所数	7事業併設

## 9 秘密の保持

(1) 当事業所の職員は、業務上知り得た利用者及びそのご家族等の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

(2) 職員が退職後、就業中に業務上知り得た利用者及びそのご家族または身元引受人等の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らすことのないよう配慮いたします。

(3) 介護サービス事業者等必要な機関に利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により同意を得ます。

## 10 個人情報使用についての同意確認

私（利用者）及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

### 記

#### 1 使用する目的

(1) 利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合

(2) 利用者が自らの意思によって介護保険施設に入所されることに伴う必要最小限の情報の提供

#### 2 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべての事業者

#### 3 使用する期間

契約で定める期間

#### 4 条件

(1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

(2) 個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておくこと。

# 居宅介護支援契約書

事業者： 社会福祉法人 浄光会  
遠軽町在宅介護支援センター  
指定居宅介護支援事業所

## 第1条（居宅介護支援の目的）

事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。なお、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所については、複数事業所の紹介を求めること、位置付けた理由を求めることが可能です。

## 第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 上記の契約期間満了日の7日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

## 第3条（居宅介護支援の担当者）

- 1 事業者は、居宅介護支援の担当者（以下「担当者」という。）として居宅介護支援専門員である職員を選任し、適切な居宅介護支援に努めます。
- 2 事業者は、担当者を選任し、又は変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行うとともに、事業者側の事情により変更する場合にはあらかじめ利用者と協議します。
- 3 事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を講じます。

## 第4条（居宅サービス計画の変更等）

- 1 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合には、速やかに居宅サービス計画（ケアプラン）を変更するとともに、これに基づき居宅サービスが円滑に提供されるようサービス事業者等への連絡調整等を行います。
- 2 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の範囲内でサービス内容等の変更を希望する場合には、速やかにサービス事業者への連絡調整等を行います。

## 第5条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、一定期間ごとに居宅サービス計画（ケアプラン）に記載したサービス提供の目標等の達成状況等を評価し、その結果を書面に記載して、利用者に説明のうえ提出します。
- 2 事業者は、「居宅サービス共通記録書」等の記録を作成完了後2年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりそのコピーを交付します。

## 第6条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

## 第7条（事業者の解除権）

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。

## 第8条（契約の終了）

- 1 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。
  - 一 第2条の規定により事前に更新の合意がなされないまま契約の有効期間が満了したとき
  - 二 第6条の規定により利用者から解約の意思表示がなされ、かつ予告期間が満了したとき
  - 三 第7条で定める条件が満たされ、かつ事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
  - 四 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき
    - (一) 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したとき
    - (二) 利用者が要介護認定を受けられなかったとき
    - (三) 利用者が死亡したとき
- 2 事業者は、契約の終了にあたり必要があると認められる場合は、利用者が指定する他の支援事業者等への関係記録（写し）の引き継ぎ、介護保険外サービスの利用に係る市町村等への連絡等の調整を行うものとします。

## 第9条（損害賠償）

事業者は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

## 第10条（秘密保持）

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

## 第11条（苦情対応）

- 1 利用者は、提供した居宅介護支援に苦情がある場合又は事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何ら不利益な取扱いをすることはありません。



【別紙】

## 居宅介護支援説明書

### 1 サービスの内容

- (1) 事業者（居宅介護支援事業者）は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。
- (2) 居宅介護支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的提供されるよう努力いたします。
- (3) 居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。
- (4) 居宅介護支援に当たっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
- (5) 事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (6) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

### 2 担当の介護支援専門員等

- (1) 担当する居宅介護支援専門員及びサービス提供責任者（管理者、介護支援専門員等）は、次のとおりです。サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。
- (2) 担当する居宅介護支援専門員を事業者側の事情により変更する場合には、あらかじめ利用者と協議します。

居宅介護支援専門員 氏名： \_\_\_\_\_ 連絡先（電話）： 42-9231 \_\_\_\_\_  
携帯番号： 090-6879-9231 \_\_\_\_\_

### 3 市町村への届出

この居宅支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続は上記の居宅介護支援専門員にご相談ください。

### 4 サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「居宅サービス共通記録書」等の書面に必要事項を記入し、必要により利用者の確認を受けます。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに（又は1か月ごとに）「居宅サービス計画」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「居宅サービス共通記録書」等の書面を作成して、利用者に説明のうえ交付します。

- (3) 事業者は、「居宅サービス共通記録書」その他の記録を作成完了後2年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

## 5 利用者負担金

- (1) 居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規程に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は利用者の負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、当事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領できない場合は、下記のサービス料金全額をいったんお支払いください。

(基本料金)

居宅介護支援費（要介護1又は2） 10,570円

居宅介護支援費（要介護3,4,5） 13,730円

(加算関係)

- ・居宅支援特定事業所加算Ⅱ 4,000円
- ・初回加算 3,000円
- ・入院時情報連携加算Ⅰ 2,000円 同Ⅱ 1,000円
- ・退院・退所加算 6,000円 ・小規模多機能居宅介護事業所連携加算 3,000円
- ・緊急時居宅カンファレンス加算 2,000円

- (2) 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、交通費は実費を徴収します。自動車を使用した場合は実施地域を越えた地点から片道概10km未満は500円、10km以上は1kmごとに50円を加算した額とします。

## 6 キャンセル等

- (1) 利用者がこの居宅介護支援に係る訪問調査、居宅サービス契約の作成等のサービス提供をキャンセルし、又は中断する場合は、事前に次の連絡先（又は前記の介護支援専門員等の連絡先）までご連絡ください。

連絡先（電話）：0158-42-9231・携帯 090-6879-9231

- (2) 居宅サービス計画の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。
- (3) 利用者は1週間以上の予告期間があれば、契約全体を解約することもできます（契約書6条）
- (4) サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

サービス契約に当たり上記のとおり説明します。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人 浄光会  
遠軽町在宅介護支援センター  
指定居宅介護支援事業所  
代表者 理事長 梅田 弘敏